

## 慣行の取扱いについて

### 1. 協議項目の要旨・留意点

新市の市章、花、木、鳥、歌、憲章及び宣言などの取扱いについて協議します。

市章、花、木、鳥、歌等は、新市のシンボルであり、憲章、宣言は、新市の基本姿勢であることから、できるだけ早い時期に統一することが適当と考えられます。

行事・式典等の取扱いについては、別に検討します。

関連資料については、別紙のとおり。

### 2. 提案内容の理由

新設合併であることから、新たに制定する内容で提案します。

### 3. 審議の方法（案）

1市5町合併協議会で確認済みであり、全体審議を提案します。（委員会付託なし）

### 4. 議案（協定）事例

#### 三次地域

1. 市章（市旗）については、新市において新たに定める。
2. 市の木、市の花、市の鳥等については、新市において新たに定める。
3. 市民憲章については、新市において新たに制定する。
4. 平和・非核に関する宣言については、新市において新たに宣言を行う。
5. 表彰条例は、新市において新たに制定する。
6. 名誉市民条例については、新市において新たに制定する。

#### 高田地域

- (1) 市章、市旗、表彰制度については、新市において早期に制定する。
- (2) 市民憲章、市木、市花、都市宣言等については、新市において検討する。
- (3) 年中行事については、当面、原則現行のとおりとする。ただし、補助金等については、新市において調整する。

庄原市・比婆郡5町・総領町 行財政現況調書

|       |      |      |    |
|-------|------|------|----|
| 専門部会名 | 総務企画 | 分科会名 | 総務 |
|-------|------|------|----|

|       |                  |
|-------|------------------|
| 協議項目  | 慣行の取扱い           |
| 協議の内容 | 市・町章、市・町の花、木、鳥、歌 |

| 区分         | 現況   |  |   |  |   |   |  |
|------------|--|--|---|--|---|---|--|
|            | 庄原市  | 西城町  | 東城町   | 口和町  | 高野町   | 比和町   | 総領町  |
| 市・町章及び市・町旗 | <br>昭和52年2月1日制定<br>全体は庄原の「庄」を表わす。六つの村と一つの町との合併で円く円満に庄原市を構成する意をもって丸く形どり「六」と「一」とを表わす。<br>下部の「一」でもあり、大地を表わし、中央が高くなっているのは向上を意味する。<br>大地は即ち土地にして土である。「庄」の字の「土」に当たる。<br>大地に力強くかつ鋭く立つ尖塔は伸び行く姿であり、大空に高くそびえ立つ文化の塔でもある。文化の「文」を表わす。また、文化の「花」でありまさにほころびんとする生氣ある蕾を形どる。<br>「大」とも見え大庄原市を目ざす大なる抱負をもつ。 | <br>昭和39年11月制定<br>全体は「サイジョウ」の『サ』で、旧西城町、旧八銚村が中央の半円によって強く結ばれている。さらに、観光地として発展を期する比婆山、道後山、西城川をあらわし、全体のリズムが将来への限りない全進を意味する。 | <br>昭和40年2月29日制定<br>T O J Oを図案化し、東城川とポットホールと城山を表したものの。 | <br>昭和53年11月25日制定<br>この町章は、町名の「口和」を図案化したもので、大小2つの円の組合せにより、円弧で「口」を、円で「和」を表現する。<br>円弧で日月を示し円満・人の和・明朗・日進月歩などの町の姿を示す。<br>中心上向きの弧は、山に擁かれ、しっかりした基盤の上に、将来伸び行く口和町の躍進と発展を象徴するものである。<br>また、町の特産である日本一の和牛の角でもある。 | <br>昭和59年10月制定<br>全体は、高野町の「夕」を表し、2つの村が合併し、1つになった町形をアレンジしたもの。<br>町の木でもある、県の天然記念物として指定されている樹齢1千余年の銀杏の葉を形づけ、高野町が末広のように永遠に向かって飛躍することを意味する。<br>月形は、町の中心を流れる神野瀬川を表し、水と緑が調和して自然を守り、活力を生む限りない資源の宝庫を表現し、明日への希望を目指す士気を醸成するものである。 | <br>平成3年10月1日制定<br>この町章は、町名の「比和」を図案化したもので、「比」を円状に連ねることにより「和」を表現する。<br>円弧で町民の連携と、明るく輝く太陽を象徴するものである。 | <br>昭和40年5月4日制定<br>総領町の頭文字「S」が大きくはばたいて成長する意味をこめている。 |
| 市・町花       | サクラ・ツツジ<br>昭和53年11月21日制定   | タニウツギ<br>昭和53年11月11日制定   | コブシ<br>昭和60年9月3日制定  | マンサク<br>昭和60年11月21日制定  | シャクナゲ<br>昭和59年10月1日制定   | コブシ<br>昭和58年5月27日制定   | セツブン草<br>平成10年4月1日制定   |
| 市・町木       | マツ<br>昭和53年11月21日制定  | イチイ<br>昭和53年11月11日制定   | ヤマモミジ<br>昭和60年9月3日制定  | アベマキ<br>昭和60年11月21日制定  | イチョウ<br>昭和59年10月1日制定  | ブナ<br>昭和58年5月27日制定  | ヒノキ<br>昭和54年6月10日制定  |
| 市・町鳥       |  | ホトトギス<br>昭和53年11月11日制定   |   | ヤマドリ<br>昭和60年11月21日制定  | キジ<br>昭和59年10月1日制定  | カワセミ<br>昭和58年5月27日制定  |  |
| 市・町歌       | 庄原市歌<br>昭和59年8月25日制定   |  |   | 口和音頭<br>(口和町民愛唱歌)<br>昭和53年11月制定  | 高野町愛町歌<br>昭和35年7月1日制定   |   | 総領音頭<br>昭和54年6月10日制定<br>総領やる気音頭<br>平成元年10月29日制定  |

庄原市・比婆郡5町・総領町 行財政現況調書

|       |      |      |    |
|-------|------|------|----|
| 専門部会名 | 総務企画 | 分科会名 | 総務 |
|-------|------|------|----|

|       |           |
|-------|-----------|
| 協議項目  | 慣行の取扱い    |
| 協議の内容 | 市・町の憲章、宣言 |

| 区分 | 現況   |  |   |  |  |  |   |                              |
|----|--|--|---|--|--|--|---|------------------------------|
|    | 庄原市  | 西城町  | 東城町   | 口和町  | 高野町  | 比和町  | 総領町   |                              |
| 憲章 | <p>庄原市民憲章<br/>昭和43年12月1日制定</p> <p>わたくしたち市民は、中国山地の中心として豊かな郷土をきずくため、いよいよ人づくりにつとめ、たがいに心をあわせてこの憲章を守りましょう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>健康な市民になりましょう。</li> <li>人権を重んずる市民になりましょう。</li> <li>よく働く市民になりましょう。</li> <li>きまり正しい市民になりましょう。</li> <li>美しく清潔なまちを作りましょう。</li> </ol> | <p>西城町民憲章<br/>昭和58年9月20日制定</p> <p>西城町は、水と緑の美しい自然と歴史に恵まれたわたくしたちのふるさとです。<br/>わたくしたちは、郷土を愛し人を大切にし、この西城が、平和で文化の香り高くいきいきした町に発展することをめざして、ここに町民憲章を定めます。</p> <p>美しいふるさとの自然を守りましょう。<br/>思いやりのある豊かな心を持ちましょう。<br/>健康で明るく働きましょう。<br/>ゆとりときまりのある生活をしましょう。<br/>力をあわせて元気ある町を作りましょう。</p> | <p>東城町民憲章<br/>昭和60年9月3日制定</p> <p>私たちは、東城町をこよなく愛し、一人ひとりを大切にし、平和で文化の香り高い、いきいきとしたまちを築くため、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康をつちかひましょう</li> <li>働くよろこびをもちましょう</li> <li>思いやる心を育てましょう</li> <li>美しい郷土をつくりましょう</li> <li>力を合わせ暮らしを高めましょう</li> </ul> | <p>口和町民憲章<br/>平成4年3月16日制定</p> <p>わたしたちは、長い歴史と伝統をもち、豊かな自然に恵まれた口和の住民です。<br/>わたしたちは、愛する口和をみんなで考え、みんなで工夫し「未来へ躍進するモデルタウン」とすることをめざして、この町民憲章を制定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自然を守り、水と緑と太陽に恵まれた住みよいまちをつくりましょう。</li> <li>自由と平和を愛し、人を大切にするまちをつくりましょう。</li> <li>互いに助け合い、みんなが安心して暮らせる福祉のまちをつくりましょう。</li> <li>郷土の歴史と伝統に学び、新しい文化の創造に躍進するまちをつくりましょう。</li> <li>働くことによるこびをもち、若者の定着する豊かなまちをつくりましょう。</li> </ol> | <p>高野町民憲章<br/>昭和59年10月制定</p> <p>わたくしたち町民は、先人が護り、つくりあげた自然と豊かな郷土を、将来にわたり愛し、人を大切にし、心を合わせ、住みよい文化的な高野町を築くため、この町章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>美しい自然と文化の郷をまもりましょう。</li> <li>健康で明るい家庭を築きましょう。</li> <li>連帯と強調に満ちた町をつくりましょう。</li> <li>勤労を尊び活力のある町をつくりましょう。</li> <li>たがいに理解しあえる豊かな心を持ちましょう。</li> </ol> | <p>比和町民憲章<br/>昭和58年9月制定</p> <p>わたくしたちは、比和町を愛し、明るく住みよい町をつくるために町民憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>豊かな自然と伝統を生かし、文化の町をめざしましょう。</li> <li>教養をたかめ、視野の広い町民になりましょう。</li> <li>法律を守り、勤労を尊び、健康で明るい家庭をつくりましょう。</li> <li>創意をこらし、生き生きと下町を作りましょう。</li> <li>たがいにささえ合い、心のかよう町をつくりましょう。</li> </ol> | <p>総領町民憲章<br/>昭和54年6月10日制定</p> <p>わたしたちのふるさと総領町を「平和で明るく住みよい町」にするために、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑の山、きれいな川、郷土の自然を守りましょう。</li> <li>健康なからだ、豊かな心を育てましょう。</li> <li>創意と情熱で、生産を高めましょう。</li> <li>自分を大切にし、他人を尊重して、連帯の町をつくりましょう。</li> <li>伝統を守って、豊かな文化の向上につとめましょう。</li> </ul> |                              |
| 宣言 | <p>平和・非核都市宣言<br/>昭和61年10月1日</p>  | <p>非核・平和の町宣言<br/>昭和60年12月25日</p>   | <p>非核・平和の町宣言<br/>昭和61年12月24日</p>  | <p>非核・平和の町宣言<br/>昭和61年12月19日</p>   | <p>非核・平和高野町宣言<br/>昭和61年12月22日</p>  | <p>非核自治体宣言<br/>昭和58年9月</p>   | <p>非核町宣言<br/>昭和60年12月23日</p>  |                              |
|    | <p>平和都市宣言<br/>昭和33年9月12日</p>   | <p>福祉のまち宣言<br/>平成10年7月4日</p>   | <p>放射性廃棄物拵込拒否宣言<br/>平成2年</p>  | <p>放射性廃棄物持ち込み拒否宣言<br/>平成2年12月18日</p>   |  |  |   | <p>暴力追放宣言<br/>昭和62年3月20日</p> |
|    | <p>モラル都市宣言<br/>平成14年9月25日</p>  |  |   |  |  |  |   | <p>アースワーク宣言<br/>平成11年9月</p>  |

庄原市・比婆郡5町・総領町 行財政現況調書

専門部会名 総務企画 分科会名 総務

|       |        |
|-------|--------|
| 協議項目  | 慣行の取扱い |
| 協議の内容 | 表彰等    |

| 区分     | 現況  |   |  |  |                                       |  |  |
|--------|---|---|--|--|---------------------------------------|--|--|
|        | 庄原市   | 西城町   | 東城町  | 口和町  | 高野町                                   | 比和町  | 総領町                                    |
| 表彰     | 庄原市表彰条例<br>昭和44年3月28日制定                                 | 西城町表彰条例<br>昭和43年2月1日制定  | 東城町表彰条例<br>昭和30年4月1日制定                               | 口和町表彰条例<br>昭和57年12月27日制定   | 高野町表彰条例<br>平成3年6月26日制定                | 比和町表彰条例<br>昭和46年3月12日制定  | 総領町表彰条例<br>昭和34年3月14日制定                |
| 特別功勞表彰 | 規程なし  | 功勞表彰を受けた者で功績顕著な者  |  | 規程なし   |                                       |  | 規程なし                                   |
|        |   | 町長〔8年以上在職〕  | 町長〔10年以上在職〕<br>〔議員在職通算15年〕                           |  | 町長〔16年以上在職〕                           | 町長〔12年以上在職〕  |  |
|        |   | 町議会議員〔20年以上在職〕  | 町議会議員〔15年以上在職〕                                       |  | 町議会議員〔20年以上在職〕                        | 町議会議員〔20年以上在職〕   |  |
|        |   | 監査委員(識見を有する者)、教育委員会委員、農業委員会委員〔25年以上在職〕  | 選挙、議会の同意を得て選任される各種委員〔20年以上在職〕                        |  | 監査委員(知識経験者)、教育委員会委員、農業委員会委員〔25年以上在職〕  | 監査委員(知識経験者)、教育委員会委員、農業委員会委員〔25年以上在職〕                                       |  |
|        |   | 選挙管理委員会委員〔30年以上在職〕  |  |  | 選挙管理委員会委員〔25年在職〕                      | 選挙管理委員会委員〔30年在職〕   |  |
|        |   | 固定資産評価審査委員会委員、農業共済事業運営協議会委員〔35年以上在職〕  |  |  | 固定資産評価審査委員会委員〔25年以上〕                  | 固定資産評価審査委員会委員〔35年以上〕   |  |
|        |   | 助役、収入役〔20年以上在職〕   | 助役、収入役、教育長〔15年以上在職〕<br>(議員在職を含む)                     |  | 助役、収入役〔25年以上在職〕                       | 助役、収入役〔20年以上在職〕  |  |
|        |   | 消防団長、町立学校長〔20年以上在職〕   | 消防団長〔15年以上在職〕<br>町立学校長〔20年以上在職〕                      |  | 消防団長、町立学校長〔20年以上在職〕                   | 消防団長、町立学校長〔20年以上在職〕  |  |
| 功勞表彰   | 西城病院医師〔5年以上在職〕<br>西城病院薬剤師〔10年以上在職〕<br>その他町長が特に功績顕著と認めた者 |   | その他町長が適当と認める者  |  | その他町長が適当と認めた者                         | その他町長が適当と認めた者  |  |
|        | 市長〔10年在職〕   | 町長〔4年以上在職〕  | 町長〔7年以上在職〕<br>〔議員在職通算12年〕                            | 町長〔10年在職〕  | 町長〔8年以上在職〕                            | 町長〔4年以上在職〕   | 町長〔10年以上在職〕                            |
|        | 市議会議員〔15年在職〕  | 町議会議員〔12年以上在職〕  | 町議会議員〔10年以上在職〕                                       | 町議会議員〔10年在職〕   | 町議会議員〔12年以上在職〕                        | 町議会議員〔12年以上在職〕   | 町議会議員〔16年以上在職〕                         |
|        | 監査委員(知識経験を有する者)教育委員会委員、公平委員会委員、農業委員会委員、〔15年在職〕          | 監査委員(識見を有する者)教育委員会委員、農業委員会委員〔16年以上在職〕   | 選挙、議会の同意を得て選任される各種委員〔15年以上在職〕                        | 監査委員(知識経験を有する者)教育委員会委員、農業委員会委員〔10年在職〕                              | 監査委員(知識経験者)教育委員会委員、農業委員会委員〔15年以上在職〕   | 監査委員(知識経験者)教育委員会委員、農業委員会委員〔16年以上在職〕  | 任命について議会の同意を得て選任される各種委員〔12年以上在職〕       |
|        | 選挙管理委員会委員〔15年在職〕  | 選挙管理委員会委員〔20年以上在職〕  |  | 選挙管理委員会委員〔10年在職〕   | 選挙管理委員会委員〔16年以上在職〕                    | 選挙管理委員会委員〔20年以上在職〕   |  |
|        | 固定資産評価審査委員会委員〔15年在職〕                                    | 固定資産評価審査委員会委員、農業共済事業運営協議会委員〔25年以上在職〕  |  | 固定資産評価審査委員会委員〔10年在職〕   | 固定資産評価審査委員会委員〔16年以上在職〕                | 固定資産評価審査委員会委員〔25年以上在職〕   |  |
|        | 助役、収入役、教育長〔10年在職〕                                       | 助役、収入役〔12年以上在職〕   | 助役、収入役、教育長〔12年以上在職〕<br>(議員在職を含む)                     | 助役、収入役〔10年在職〕  | 助役、収入役〔15年以上在職〕                       | 助役、収入役〔12年以上在職〕  | 助役、収入役〔12年以上在職〕                        |
|        |   | 消防団長、町立学校長〔12年以上在職〕   | 消防団長〔10年以上在職〕<br>町立学校長〔15年以上在職〕                      |  | 消防団長、町立学校長〔12年以上在職〕                   | 消防団長、町立学校長〔12年以上在職〕  | 町立学校長、消防団長〔12年以上在職〕                    |
|        | 市職員で誠実勤勉に精励した者〔30年在職〕                                   | 上記以外の一般職の職員で、課長及びこれと同等の職にあって5年以上又は係長又はこれと同等の職にあって10年以上在職した者のうち、通算在職年数が25年以上の者 |  | 町職員であって誠実勤勉に職務に精励した者〔20年在職〕  | 町の職員、その他これに準ずる者で誠実勤勉職務に精励した者〔25年以上在職〕 | 一般職の職員で、課長又はこれと同等の職にあって5年以上在職し、又は係長及びこれと同等の職にあって10年以上在職した者のうち通算在職年数25年以上の者 | 町の職員、その他これに準ずる者で誠実勤勉に職務に精励した者〔30年以上在職〕 |
|        |   | 上記以外の一般職員〔35年以上在職〕  |  |  |                                       | 上記以外の一般職員〔35年以上在職〕   |  |
|        |   |   | 公民館長、区長、町医、国民健康保険運営協議会委員、文化財保護委員会委員、同和対策審議会委員〔10年在職〕 | 公民館長、町医、国民健康保険運営協議会委員、文化財保護委員会、同和教育推進審議会委員〔20年以上在職〕<br>区長〔15年以上在職〕 |                                       |  |  |

庄原市・比婆郡5町・総領町 行財政現況調書

専門部会名 総務企画 分科会名 総務

|       |        |
|-------|--------|
| 協議項目  | 慣行の取扱い |
| 協議の内容 | 表彰等    |

| 区分     | 現況   |  |  |                                   |   |  |   |
|--------|--|--|--|-----------------------------------|---|--|---|
|        | 庄原市  | 西城町  | 東城町  | 口和町                               | 高野町                                       | 比和町                                    | 総領町   |
|        | <p>その他市長が適当と認める者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長が委嘱、選任、任命した公職の各種委員など〔25年以上在職〕</li> <li>・ 消防団員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び民生委員〔25年以上在職〕</li> <li>・ 区長〔15年以上在職〕</li> <li>・ 一人ぐらし巡回員〔10年以上在職〕</li> </ul>  | <p>その他、多年本町の公益事業に尽力し、公務に精励し、又は公務を助力し、その功績顕著な者</p>  | <p>団体、個人で町の公益又は発展に対し寄与し、功労特に顕著な者及び100万円以上の金品を本町に寄付した者</p>  | <p>その他町長が適当と認める者</p>              | <p>団体又は個人であって、町の公益又は発展に対し寄与し、功労特に顕著な者</p> | <p>その他町長が適当と認められた者</p>                 |   |
| 永年勤続表彰 |  | <p>一般職の職員〔20年以上勤続〕</p> <p>職務に勉励し、職員の儀表と認められる者</p>  | <p>一般職の職員〔20年以上勤続〕<br/>(職員表彰規程)</p>  |                                   |   |  | <p>一般職の職員〔25年以上勤続〕<br/>(職員表彰規程)</p>   |
| 善行表彰   | <p>市の公益のため1件100万円以上の金品を寄付した者</p>   | <p>本町の公益のため、1件100万円以上の金品を寄付した者</p>   | <p>町議会議員〔7年以上在職〕</p>   | <p>町の公益のため、1件100万円以上の金品を寄付した者</p> | <p>町の公益のため、1件100万円以上の金品を寄付した者</p>         | <p>町の公益のため、1件50万円以上の金品を寄付した者</p>       | <p>町の公益のため100万円以上の金品を寄付した者</p>  |
|        |  | <p>非常災害に際し、特に功績が顕著であって衆人の儀表と認められる者</p>   | <p>非常災害に際し、特に功績が顕著であって衆人の儀表と認められる者</p>   |                                   | <p>非常災害に際し、特に功績が顕著な者</p>                  | <p>非常災害に際し、特に功績が顕著であって衆人の儀表と認められる者</p> |   |
|        | <p>一般市民の模範となる特別な善行のあった者(献血回数30回以上)</p>   | <p>一般町民の模範となるような善行のあった者</p>  | <p>団体又は個人であって多年町の公益に関する事業に尽力し又は公務を助力し成績顕著であって町民に模範となるべき者</p>   | <p>一般町民の模範となる特別な善行のあった者</p>       | <p>一般町民の模範となるような善行のあった者</p>               | <p>一般町民の模範となる特別な善行のあった者</p>            | <p>一般町民の模範となるような善行をした者</p>  |
|        | <p>市の公益事業に尽力し、又は公務を助力し、その成績顕著な者</p>  |  | <p>その他町長において裁定した者</p>  | <p>町の事業に尽力し又は公務を助力し、その成績顕著な者</p>  |   |  | <p>この町の公共事業に尽力し、又は公務を助力し、その成績顕著な者</p>   |
| 名誉市・町民 | <p>庄原市名誉市民に関する条例<br/>昭和43年11月19日制定</p> <p>1 贈る条件<br/>庄原市民又は庄原市に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、又は文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で市民の尊敬の的と仰がれる者</p> <p>2 選定<br/>市長が庄原市名誉市民選考審議会の審査を経、市議会の議決を得て決定する</p> <p>3 特典及び待遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の行う式典への招待</li> <li>・ 死亡の際における相当の礼をもつてする弔意</li> <li>・ その他市長が必要と認める礼遇</li> </ul> | <p>西城町名誉町民に関する条例<br/>昭和56年1月29日制定</p> <p>1 贈る条件<br/>西城町民又は西城町に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、又は文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で町民の尊敬の的と仰がれる者</p> <p>2 選定<br/>町長が西城町名誉町民選考審議会の審査を経て町議会の議決を得て決定する</p> <p>3 特典及び待遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町の行う重要な式典への招待</li> <li>・ 死亡の際における相当の礼をもつてする弔意</li> <li>・ その他町長が必要と認める礼遇</li> </ul> | <p>東城町表彰条例<br/>平成元年4月1日制定</p> <p>1 贈る条件<br/>町政の伸展及び広く社会文化等の興隆に卓越した功績があり、町民の誇りとして等しく尊敬を受ける者</p> <p>2 選定<br/>町長が町議会の議決を経て決定する</p> <p>3 特典及び待遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町の行う各種の儀式への招待</li> <li>・ 死亡の際における祭祀料及び弔辞</li> </ul> |                                   |   |  | <p>総領町名誉町民条例<br/>平成15年9月16日制定</p> <p>1 贈る条件<br/>本町の町民又は本町に縁故の深い者で、広く社会において、公共の福祉の増進、産業経済、学術、技芸、文化等の進展に貢献し、その功績が卓絶で郷土の誇りとして町民から深く尊敬されている者</p> <p>2 選定<br/>町長が町議会の同意を得て選定する</p> <p>3 特典及び待遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町が挙行する式典への参列</li> <li>・ その他町長が適当又は必要と認める待遇</li> </ul> |
|        | <p>永山 忠則(故人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元自治大臣</li> <li>・ 昭和52年11月24日選定</li> </ul> <p>西田 修一(故人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元県議会議長</li> <li>・ 昭和53年12月22日選定</li> </ul>   | <p>宮田 武義(故人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元山水楼(東京)経営者</li> <li>・ 昭和56年4月28日選定</li> </ul>   |  |                                   |   |  | <p>山口 信夫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本商工会議所会長、旭化成会長</li> <li>・ 平成15年9月16日選定</li> </ul>  |